

## 無料職業紹介事業の業務の運営に関する規則

### (求 人)

第1条 本所は、徳島商工会議所会員企業の全職種に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理する。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しない。

2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所し、所定の求人票により、申込みこと。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも可とする。

3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示すること。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示すること。

### (求 職)

第2条 本所は、当所会員及び当所会員以外の徳島市内に在住する者、徳島市内に通勤が可能な者及び徳島市内に居住を希望する者に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理する。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しない。

2 求職申込みは、本人が直接来所し、所定の求職票により申し込むこと。

3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望する場合は、本所に特別の登録をし、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略する。

### (紹 介)

第3条 求職希望者には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努力を払う。

2 求人希望者には、その希望に適合する求職者を紹介できるよう努力を払う。

3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示する。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付ができないときは、それ以外の方法により明示を行う。

- 4 求職希望者を求人者に紹介する場合、紹介状を発行する。
- 5 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、求職者を紹介しない。

(その他)

第4条 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応する。

- 2 雇用関係が成立した後、求人者、求職者両者から本所に対して、その報告をすること。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様とする。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理内規に基づき、適正に取り扱う。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切しない。
- 5 本所の取扱職種の範囲等は、全職種とする。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであるが、本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づき運営する。

## 附 則

- 1 本規則は、平成20年10月27日から施行する。